

学校法人熊本城北学園役員及び評議員報酬等に関する規程

〔 令和 2 年 3 月 24 日 〕
制 定

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人熊本城北学園（以下「学園」という。）の寄附行為第 57 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、理事長及び常務理事をいう。
- 三 職員理事とは、学園の職員としての給与の支給を受けている理事をいう。
- 四 非常勤理事とは、前二号以外の理事をいう。
- 五 職員評議員とは、学園の職員としての給与の支給を受けている評議員をいう。
- 六 報酬等とは、報酬、通勤手当、期末特別手当、退職金その他役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

（報酬等の支給）

第 3 条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 常勤理事に対しては、報酬、通勤手当、期末特別手当、退職金を支給する。
 - 二 非常勤理事及び監事に対しては、日額報酬を支給する。
 - 三 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、日額報酬を支給する。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬額の算定方法）

第 4 条 常勤理事の報酬月額、別表第 1 のとおりとし、各理事の号俸は、理事会において決定する。

- 2 常勤理事の通勤手当は、原則として学校法人熊本城北学園職員給与規程に準じて支給する。
- 3 常勤理事の期末特別手当は、別表第 2 に定める算式により算出される額とする。
- 4 常勤理事の退職金は、別表第 3 に定める算式により算出される額とする。
- 5 非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第 4 に定める額とする。
- 6 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬の額は、別表第 5 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期に支給する。

- 一 報酬及び通勤手当 毎月 21 日
- 二 期末特別手当 毎年 6 月 15 日及び 12 月 10 日
- 三 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内

2 前項第一号及び第二号に規定する日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

3 非常勤理事、監事及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

4 報酬等は、通貨をもって支給するものとする。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費及び費用)

第6条 非常勤理事、監事及び評議員（職員評議員を除く。）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員又は評議員に対して学校法人熊本城北学園旅費規程に準じて、旅費を支給する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月に中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から勤務を要しない日を控除した日数を基礎として日割計算を行うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合、50 銭未満の端数を切り捨て、50 銭以上1円未満の端数を1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、私立学校法第100条に定める支給の基準として九州看護福祉大学のホームページに公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。この規程の施行に伴い、学校法人熊本城北学園役員給与規程(平成 26 年 3 月 27 日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (常勤理事の報酬)

理事長		常務理事	
号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	706,000 円	1	650,000 円
2	761,000 円	2	706,000 円
3	818,000 円	3	761,000 円
4	895,000 円	4	—
5	965,000 円	5	—

別表第 2 (常勤理事の期末特別手当)

6 月の期末特別手当	報酬月額×1.5 か月分
12 月の期末特別手当	報酬月額×1.5 か月分

※6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤理事に対して支給する。ただし、基準日前 1 か月以内に学校法人熊本城北学園寄附行為第 10 条第 4 項第一号、第二号又は第三号によって退任した常勤理事については、基準日に在職していたものとみなす。

別表第 3 (常勤理事の退職金)

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は切り捨てる。

別表第4（非常勤理事及び監事の報酬）

（1）非常勤理事

	報酬の日額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	20,000 円

（2）監事

	報酬の日額
監事監査等への出席	20,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	20,000 円

別表第5（評議員（職員評議員を除く。）の報酬）

	報酬の日額
評議員会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000 円